

豊山町総合計画審議会 会議運営

1. 会議の公開について

- 豊山町情報公開条例及び同施行規則に基づき、原則として公開するものとし、議事の内容については、広報とよやまや、町のホームページなどを活用するものとする。
- 非公開情報が含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより、当会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合は公開しないものとする。

2. 会議の傍聴について

- 会議の傍聴については、原則として自由とする。
- 傍聴時には、受付簿へ住所、氏名を記入し、傍聴席で傍聴を行う。
- 傍聴者には、委員と同様の資料を配布し、退場時に回収するものとする。
- 会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めないものとする。ただし、報道機関等で会長の許可を得た者については、この限りではない。
- 傍聴者の発言は認めないものとする。
- 傍聴者に会議の規律を乱す言動等があった場合は、これを制し、従わない場合は退場させるものとする。

3. 議事録について

- 議事録は、速記議事録ではなく、要点をまとめたものとする。
- 議事録は、事務局が記録する。

- 公開の可否・内容等については第1回審議会において決定するものとする。
- 事務局で保管し、委員の必要に応じて供覧するものとする。

4. 答申について

- 委員個人の意見ではなく、審議会の結果としてまとめるものとする。

5. その他

- その他、会議運営において必要な事項が生じた場合は、審議会において協議するものとする。